諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年１２月２４日（令和７年（行情）諮問第１５２２号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７３２号）
事件名：処分説明書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年８月６日付け法務省人服第３７６号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書

正しい開示文書ではない。必要以上に内容を消している文書が多数あり、開示になっていない。

（２）意見書

ア　法務省人服第３７６号開示決定通知８／６日付が同年８月８日に一回目が届く。

イ　一ヶ月が過ぎても開示文書が届かず、教示を求めると同じ開示決定通知二回目が届く。令和７年８月６日付と３７６号は同じだが二回目は令和７年９月９日に届く

※①　同じ開示決定が２件届くのは不作為であり１件目を取消した上で２件目を交付すべきであった。

②　開示決定通知から一ヶ月過ぎても実施申出手続きを進めず責務を果たしていなく、交付をおくらせた。

ウ　不開示内容について

（ア）処分説明書ですので氏名の不開示は理解できるものの「官職、処分発令日、交付日、処分の根拠法令、事件発生日、相手がいる場合は一般人Ａ、Ｂで記録し、相手が受刑者の場合は受刑者Ａ、Ｂで公表しなければならない。

（イ）９８パーセント抹消し最後に（不同意わいせつを行ったものである）とか（セクシャルハラスメントを行った）とか（傷をおわせた）と出ているだけである。

（ウ）相手一般人なのか受刑者なのか、女性なのか一般女性、刑務官なのか、何故傷を付けたのか、物を持って殴ったのか素手で殴ったのか、もはや個人情報という名の元、事件内容を消しているだけである。

（エ）公務中でなくプライベート中の事件は逆にある程度の抹消は理解できるものの、公務中の事件は「犯罪刑法」に当たる事件は氏名以外は公表すべきである。

警察官や自衛隊員が同じことをすると新聞やラジオに出ている。法務省系列の刑務官だけが特別扱いするのは、または開示部分を減らし抹消部分を増やす行為は職権の濫用である。

（判例）

ａ　最判平１７．６．１４判事１９０５．６０岐阜県大垣土木事務所事件

ｂ　最判平１５．１１．１１

個人に当たることを理由に非公開情報に当たるとは言えないし、公務員の職務遂行に関する情報は公務中の場合は個人情報に当たらないので開示を拡大すべきである。

（証拠提出）

ａ　開示決定通知法務省３７６号、Ｒ７年８月６日）同年８月８日届いた１枚目

ｂ　上同）同年９月９日届いた２枚目

（略）

エ　すべての文書が届いていない

（ア）行政文書の名称フォルダ内にある表紙が届いていない。

（イ）表紙（作成取得年度→大分類→中分類→小分類から保存場所までの表紙等届けていない。

（判例）

最判平１７．６．１４判事１９０５．６０岐阜県大垣土木事務所事件

（証拠提出）

特定事件で提出した（表紙乙第１５号証）を共有採用して頂きたい。

（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求に係る行政処分

本件審査請求に係る行政処分は、法４条１項の規定に基づき、令和５年３月２０日受付第１３号及び第６１７号から第６２１号までになされた行政文書開示請求（以下、第３において「本件開示請求」という。）に対し、法務大臣が行った法９条１項の規定に基づく開示決定（原文ママ）（原処分）である。

２　審査請求人の主張について

上記第２の２（１）と同旨。

３　原処分の妥当性について

（１）処分説明書とは、処分の事由を記載した説明書であり、国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）８９条１項の規定に基づき、懲戒処分の対象となった職員に対し、当該処分の際、交付しなければならないとされている。また、懲戒処分とは、公務員の秩序関係を維持するために、使用者である国が、職員に対し、その秩序を乱す法定事由（国家公務員法８２条１項各号）に該当する場合に科す行政上の制裁であり、当該職員の責任を問い、戒めることを本質とするものであって、懲戒処分に関する情報は、個人の資質、人格又は名誉等に密接にかかわる当該職員固有の情報であり、当該職員はこれらの情報について、他人に知られたくないと望むのが通常である。

このような懲戒処分の性格から、懲戒処分の内容等は、処分者、被処分者及び懲戒処分関係事務担当者のみが知り得るものであり、懲戒処分に関する情報の取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知り得ることはない。

（２）本件対象文書には、被処分者の所属部課、氏名、官職、級及び号俸、処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、処分の根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法（平成１１年法律第１２９号）２６条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）、国家公務員法８５条による承認の日並びに処分の理由（経歴、事実発生日時及び場所等）などが記載されており、これらの情報は、全体として、当該被処分者に係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、原処分においては、同種事案に係る答申（令和７年度（行情）答申第３６７号）をも踏まえ、公表部分を除いて不開示としたものである。

（３）次に、法５条１号ただし書の該当性について検討する。

まず、ただし書イについて、原処分における不開示部分（以下「原処分不開示部分」という。）は、平成１５年１１月１０日付け総参－７８６人事院事務総長通知「懲戒処分の公表指針について」（以下「公表指針」という。）により公表を求められているものではなく、現に公表された内容には含まれておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、ただし書イに該当するとは認められない。

次に、ただし書ロについて、原処分不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、ただし書ロに該当するとは認められない。

ただし書ハについては、被処分者が公務員であり、仮に不開示部分に被処分者の職務に関係する記述が含まれるとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務の内容に係る情報とはいえないことから、ただし書ハに該当するとは認められない。

（４）次に、法６条２項について検討する。

原処分不開示部分に係る懲戒処分に関する情報は、上記のとおり、個人の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有の情報であり、当該被処分者の氏名等の個人識別部分を除いたとしても、他の情報と照合することにより、被処分者の同僚、知人、その他関係者には、当該被処分者を特定する手掛かりとなり、その結果、非違行為の具体的詳細等、当該被処分者や関係者にとって、他者に知られたくない事実が明らかになるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとまではいえないことから、部分開示することは相当でない。

また、「国家公務員倫理法第２６条による承認の日」欄については、公表され、かつ、国家公務員倫理法又は国家公務員倫理規程（平成１２年政令第１０１号）に違反する行為ではないことが明らかな場合を除き、当該欄に記載がある場合に同欄を部分開示することにより、国家公務員倫理法等に違反する行為であることが明らかとなるところ、各官署において、利害関係者となる事業者等は限られていることに加え、事務の相手方が利害関係者に該当する業務も限られていることなどから、他の情報と照合することにより、被処分者を特定する手掛かりとなるなど、上記同様の理由から部分開示することはできない。加えて、同欄への記載がない場合に同欄を部分開示することにより、結果的に同欄が開示されないものが国家公務員倫理法等に違反するものであることを明らかにすることとなることから、部分開示することは相当でない。

さらに、「刑事裁判との関係」欄及び「国家公務員法第８５条による承認の日」欄については、公表され、かつ、刑事事件に該当するものではないことが明らかな場合を除き、当該欄に記載がある場合に同欄を部

分開示することにより、刑事被告事件であることが明らかとなるところ、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）５３条１項の規定に基づき、訴訟記録を閲覧するなどして、他の情報と照合することによって、被処分者を特定する手掛かりとなるなど、上記同様の理由から部分開示することはできない。加えて、同欄への記載がない場合に同欄を部分開示することにより、結果的に同欄が開示されないものが刑事被告事件であることを明らかにすることとなることから、部分開示することは相当でない。

４　結論

以上のことから、本件開示請求に対し、法５条１号に該当するとして一部不開示決定をした本件審査請求に係る行政処分は妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１２月２４日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　令和８年１月１６日　　審議
④　同年２月１２日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
⑤　同年７月２４日　　本件対象文書の見分及び審議
⑥　同年１０月２３日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書を含む複数の文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び被処分者の氏名が記載されている部分を除く不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示等を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第２の２）において、正しい開示文書ではない、表紙が届いていないなどと主張する。

この点について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　本件対象文書は、法務省大臣官房人事課標準文書保存期間基準の「大分類：服務」の「中分類：懲戒」の「小分類（名称）：懲戒」とされる行政文書ファイルに保存しており、当該行政文書ファイルの表紙は保有しているが、「全国の刑事施設で懲戒処分等を受けた職員の

人数」が分かる文書ではないため、本件開示請求の対象に含まれないと判断し、特定しなかった。

イ　本件審査請求を受け、念のため、法務省大臣官房人事課において、書棚及びパソコン上の共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

（２）これを検討するに、本件請求文書に係る開示請求文言は、「全国の刑事施設で懲戒処分等を受けた職員の人数の公文書」（別紙の１）であると認められ、本件対象文書が保存された行政文書ファイルの表紙は、「全国の刑事施設で懲戒処分等を受けた職員の人数」が分かる文書ではないため、本件開示請求の対象に含まれないとして特定しなかったとする上記（１）アの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（１）イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、法務省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）本件対象文書は、全国の刑事施設において特定年度Ｃないし特定年度Ｂに行われた１８５件の懲戒処分に係る処分説明書であり、①当該処分に対する不服申立て等について説明した「（教示）」欄のほか、②当該処分説明書の文書番号を記載する「文書番号」欄（１７４枚目ないし２４６枚目に限る。）、③処分者の官職及び氏名を記載する「１　処分者」欄、④被処分者の所属部課、氏名（「ふりがな」を含む。以下同じ。）、官職並びに級及び号俸を記載する「２　被処分者」欄並びに⑤処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法２６条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）及び国家公務員法８５条による承認の日並びに処分の理由を記載する「３　処分の内容」欄で構成されている。

本件不開示部分は、「２　被処分者」欄の氏名の記載を除く不開示部分であると認められる。

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容等並びにこれに対する処分の種類及び程度が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等とともに記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、各被処分者に係る処分説明書ごとに、全体として当該被処分者に係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（２）法５条１号ただし書イ該当性について

ア　本件対象文書のうち、報道発表を行っている事案に係る処分説明書について

（ア）この点に関する諮問庁の上記第３の３（３）の説明に関し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書に係る各懲戒処分のうち、９７件については、公表指針において公表対象とされており、報道発表資料を通じて公表している旨を補足して説明する。

（イ）以下、検討する。

ａ　法５条１号ただし書イにいう「公にされている情報」とは、原処分時点において公衆が広く知り得る状態に置かれていると評価される情報を意味すると解されるところ、公務員による非違行為事案の概要が、被処分者の氏名それ自体及び所属部課、官職、処分発令日、処分の種類・程度、処分の理由など当該職員が誰かを知る手掛かりとなる情報とともに過去のある時点で報道発表され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、それにより、当然に特定の個人が識別され、その個人情報が公にされることとなる。それにもかかわらず報道発表がされるのは、同種非違行為事案の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって公務員に対する国民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。

これに対し、法では、行政機関の諸活動を国民に説明する責務を全うするために、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、なお個人情報については、法５条１号及び６条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。そうすると、上述した報道発表の目的と対比するとき、過去の一時点において事案の概要が報道発表された場合、当該概要のうち、被処分者が誰であるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様の部分については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、原処分時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。しかしながら、被処分者が誰であるかという情報部分については、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名等や報道年月日が特定されない限り、次第に公衆が広く知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくと認められる。また、非違行為事案を起こした

職員個人の識別・特定に関する情報及びその者の処分の内容に係る情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、報道発表された情報のうち、被処分者が誰かに関する情報及び処分歴に係る情報は、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しないと解するのが相当である。

b　諮問庁から報道発表資料の提示を受け、当審査会において確認したところ、本件対象文書のうち、報道発表を行っている事案に係る処分説明書の不開示部分の一部には、当該報道発表資料と同様の内容が記載されていることが認められるが、当該報道発表日から原処分時点までに１年以上という相応の期間が経過していることが認められる。そうすると、当該期間の経過による社会的影響及び事案に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と非違行為事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると、報道発表により公表された情報のうち、別表の番号１に掲げる部分を除く上記処分説明書の不開示部分は、個人を特定する手掛かりとなる情報であることから、これについては、現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められない。

しかしながら、別表の番号１に掲げる部分については、個人を特定する手掛かりとはなり得ない、非違行為の客観的態様の部分であり、報道発表資料と同様の記述内容であることから、慣行として公にされている情報であると認められ、法５条１号ただし書イに該当し、開示すべきである。

その余の上記処分説明書の不開示部分については、報道発表資料に同様の内容が記載されている情報であるとは認められない。

c　したがって、別表の番号１に掲げる部分を除く上記処分説明書の不開示部分については、法５条１号ただし書イに該当するとは認められない。

イ　上記ア以外の処分説明書について

（ア）当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書に係る各懲戒処分のうち、上記ア以外の８８件については、公表指針において公表対象とされていないため、公表しておらず、当該被処分者を特定する手掛かりとならない「処分発令日」、「処分効力発令日」及び「処分説明書交付日」の「年」の部分のみを開示している旨を補足して説明する。

（イ）当審査会において、諮問庁から提示を受けた公表指針を確認したところ、その内容は諮問庁の上記（ア）の説明に合致することが認められ、これを踏まえると、諮問庁の上記説明に不自然、不合理な点はなく、他に、標記の処分説明書の不開示部分に記載された情報が、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されていると認めるべき理由はない。

したがって、当該文書の不開示部分は、法５条１号ただし書イに該当しない。

（３）法５条１号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法５条１号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、被処分者が公務員であり、本件不開示部分に被処分者の職務に関係する記述が含まれているとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、本件不開示部分は、法５条１号ただし書ハに該当するとは認められない。

（４）法６条２項の部分開示の可否について

本件不開示部分のうち、「２　被処分者」欄の「所属部課」、「官職」、「氏名」及び「級及び号俸」は、個人識別部分であるから、部分開示の余地はない。

また、本件不開示部分のうち、別表の番号２に掲げる部分を除いた部分については、これらを公にした場合、当該被処分者の同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、法６条２項による部分開示をすることはできない。

しかしながら、別表の番号２に掲げる部分については、これらを公にしたとしても、当該被処分者を特定する手掛かりとなるとまではいえず、個人の権利利益が害されるおそれはないと認められ、開示すべきである。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とした決定については、法務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは

妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙

１　本件請求文書

全国の刑事施設で懲戒処分等を受けた職員の人数の公文書特定年度Ａ～特定年度Ｂまでの１０年間分を求む（正しい行政文書の名称教示を求む。）（すべて同意の為、求補正は必要ナシ）

２　本件対象文書

（１）処分説明書（特定年度Ｃ）
（２）処分説明書（特定年度Ｄ）
（３）処分説明書（特定年度Ｅ）
（４）処分説明書（特定年度Ｆ）
（５）処分説明書（特定年度Ｇ）
（６）処分説明書（特定年度Ｂ）

別表　開示すべき部分

番号	該当箇所	開示すべき不開示部分
１	７９枚目	「３　処分の内容」欄の「処分の理由」の本文４行目２文字目ないし１３文字目、６行目２文字目ないし１３文字目及び８行目２文字目ないし１３文字目
	１１１枚目及び１１２枚目	「３　処分の内容」欄の「処分の理由」の本文１０行目２文字目ないし９文字目
	１１８枚目及び１１９枚目	「３　処分の内容」欄の「処分の理由」の本文９行目２３文字目ないし２９文字目、９行目３５文字目ないし１０行目２文字目、１１行目３２文字目ないし１２行目７文字目、１２行目１０文字目及び１１文字目、１２行目２７文字目ないし１３行目２文字目、１３行目７文字目ないし２１文字目、１４行目２４文字目ないし３３文字目、１５行目１２文字目ないし２３文字目、３２行目１文字目及び２文字目、３３行目３３文字目ないし３４行目２７文字目及び５０行目２０文字目ないし３５文字目
	１４７枚目及び１４８枚目	「３　処分の内容」欄の「処分の理由」の本文１４行目３０文字目及び３１文字目
	１７０枚目及び１７１枚目	「３　処分の内容」欄の「処分の理由」の本文３２行目２２文字目、３３行目６文字目ないし８文字目、３４行目３２文字目ないし３５行目２文字目及び３６行目３７文字目ないし３７行目８文字目
	１９０枚目及び１９１枚目	「３　処分の内容」欄の「処分の理由」の本文１７行目５文字目及び６文字目並びに２５行目２文字目ないし８文字目
	２０８枚目及び２０９枚目	「３　処分の内容」欄の「処分の理由」の本文１７行目１４文字目及び１５文字目、２２行目２２文字目及び２３文字目並びに２７行目２２文字目ないし２４文字目
２	５枚目	「３　処分の内容」欄の「刑事裁判との関係（起訴日）」及び「国家公務員法第８５条の承認の
	６枚目	

	７枚目	日」の年月日（元号を含む。）の記載内容部分
	２４枚目	
	７５枚目	「３　処分の内容」欄の「国家公務員倫理法第２６条による承認の日」の年月日（元号を含む。）の記載内容部分
	７６枚目	
	８７枚目	
	９２枚目	
	９３枚目	
	１０１枚目及び１０２枚目	
	１０５枚目	
	１１３枚目	

※文字数については、半角や記号も１文字と数え、空白部分は数えない。